



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省 近畿地方整備局	配布日時	平成29年3月28日 14時00分
資料配布		

件名	緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を 近畿管内の国管理河川9水系39市町で開始！ ～洪水の危険性を流域住民へ迅速に情報提供し、主体的な避難を促進～
----	--

概要	<p>○国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、国が管理する2河川（鬼怒川、肱川）の沿川市町村（茨城県常総市、愛媛県大洲市）において洪水情報^{※1}のプッシュ型配信^{※2}に取り組んでいます。</p> <p>○近畿地方整備局では、5月1日から、自治体や携帯電話事業者との調整等が整った9水系39市町において洪水情報のプッシュ型配信を開始します。</p> <p>配信対象は、今後も順次拡大していきます。</p> <p>※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。</p> <p>※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。</p>
----	--

取扱い	—————
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ 【同時配布】福井県記者クラブ、滋賀県政記者クラブ、兵庫県政記者クラブ、豊中記者クラブ（兼池田市政記者クラブ）、川西記者クラブ、福知山市政記者クラブ、舞鶴市記者会、綾部新聞記者クラブ、宮津記者クラブ、奈良県政記者クラブ、五條市政記者クラブ、三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ、和歌山県政記者クラブ、和歌山県地方新聞記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ、新宮中央記者会、新宮記者クラブ、熊野市記者クラブ
------	---

問合せ先	近畿地方整備局 河川部 水災害予報センター長 由井 伸直 水災害対策専門官 竹中 宏徳 TEL 06-6944-8853（直通）
------	---

- 1 配信開始日（近畿地方整備局管内）
平成 29 年 5 月 1 日（月）
- 2 配信対象
近畿地方整備局管内の国管理河川 9 水系の 39 市町（詳細は別表）
- 3 配信対象者
配信対象内の携帯電話等
（NTT ドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象
- 4 配信する情報
配信対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信
- 5 留意事項
 - 携帯電話事業者毎の基地局や通信システムの関係により、配信対象となる市町よりも広範囲のエリアに緊急速報メールが送信されることがあります。
 - 携帯電話等の電源が入っていない場合や、圏外、電波状況の悪い場所、機内モード時、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません。
 - ご利用の機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります。
 - 緊急速報メールを受信するために、受信設定が必要な場合があります。
詳細については、各携帯電話事業者のホームページよりご確認ください。
NTT ドコモ：https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/compatible_model/index.html
KDDI・沖縄セルラー：<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/enabled-device/>
ソフトバンク：http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/models/
ワイモバイル：http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/



「洪水情報のプッシュ型配信」イメージ

(参考資料)

緊急速報メールを活用した 洪水情報のプッシュ型配信

国土交通省 近畿地方整備局

平成29年3月

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

～平成29年5月1日から、近畿地方整備局管内の9水系39市町に洪水情報が配信を開始します～

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、国が管理する2河川（鬼怒川、肱川）の沿川市町村（茨城県常総市、愛媛県大洲市）において緊急速報メールを活用した洪水情報※1のプッシュ型配信※2に取り組んでいます。

近畿地方整備局では、平成29年5月1日から、自治体や携帯事業者との調整等が整った9水系39市町において洪水情報のプッシュ型配信を開始します。
配信対象は、今後も順次配信拡大していきます。

※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※今回のメール配信は、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

配信内容①

1 配信開始日

平成29年5月1日（月）

2 配信対象

近畿地方整備局管内の国管理河川9水系の39市町（詳細は別表）

3 配信対象者

配信対象内の携帯電話等（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象

4 配信情報

配信対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

段階	配信情報	配信契機
①	河川氾濫のおそれがある情報	配信対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
②- I	河川氾濫が発生した情報 (※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報)	配信対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
②- II	河川氾濫が発生した情報 (※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報)	配信対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時

配信内容②

5 配信文案

洪水情報のプッシュ型配信では、以下文案例のように緊急速報メールが住民に配信されます。

○配信文案例

①河川氾濫のおそれ

【見本】

(件名)
河川氾濫のおそれ

(本文)
〇〇川の〇〇観測所(〇〇市)付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
本通知は、近畿地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

②- i 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)

【見本】

(件名)
河川氾濫発生

(本文)
〇〇川の〇〇市〇〇地先(左岸、東側)付近で河川の水が堤防を越えて流れ出しています。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
本通知は、近畿地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

②- ii 河川氾濫発生 (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時)

【見本】

(件名)
河川氾濫発生

(本文)
〇〇川の〇〇市〇〇地先(左岸、東側)付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
本通知は、近畿地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

洪水情報の配信先一覧(平成29年5月1日時点)

(別表)

水系名	河川名	基準観測所 (位置)	基準観測所の受水区間	配信対象市町村
九頭竜川	九頭竜川	中角 (福井県福井市)	左岸:福井県吉田郡永平寺町谷口から海まで 右岸:福井県吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿から海まで	福井県 福井市、坂井市、あわら市、永平寺町
	日野川	深谷 (福井県福井市)	左岸:福井県福井市朝宮町から九頭竜川幹川合流点まで 右岸:福井県福井市種池町から九頭竜川幹川合流点まで	福井県 福井市
北川	北川、遠敷川	高塚 (福井県小浜市)	北川:左岸:福井県三方上中郡若狭町新道の瓜生大井根堰堤下流端から海まで 右岸:福井県三方上中郡若狭町瓜生の瓜生大井根堰堤下流端から海まで 遠敷川:左岸:福井県小浜市遠敷112号鷺街道の国道27号遠敷橋から北川幹川合流点まで 右岸:福井県小浜市国分47号馬場の国道27号線遠敷橋から北川幹川合流点まで	福井県 小浜市、若狭町
淀川	野洲川	野洲 (滋賀県野洲市)	左岸:湖南市石部北4丁目から琵琶湖への流入点まで 右岸:湖南市菩提寺から琵琶湖への流入点まで	滋賀県 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市
	瀬田川	関ノ津 (滋賀県大津市)	左岸:瀬田川洗堰から大津市関津2丁目まで 右岸:瀬田川洗堰から大津市石山南郷町まで	滋賀県 大津市
	瀬田川	鳥居川 (滋賀県大津市)	左岸:大津市玉野浦字高砂から瀬田川洗堰まで 右岸:大津市晴嵐1丁目から瀬田川洗堰まで	滋賀県 大津市
	猪名川 藻川	小戸 (大阪府池田市)	猪名川:左岸:大阪府池田市古江町地先から神崎川合流点まで 右岸:兵庫県川西市滝山字上ノ宮から神崎川合流点まで 藻川:猪名川からの分派点から猪名川合流点まで	大阪府 豊中市、池田市 兵庫県 川西市
由良川	由良川 土師川	福知山 (京都府福知山市)	由良川:左岸:京都府福知山市前田地先から海まで 右岸:京都府福知山市猪崎から海まで 土師川:左岸:京都府福知山市堀地先から由良川への合流点まで 右岸:京都府福知山市土師地先から由良川への合流点まで	京都府 福知山市、舞鶴市、宮津市
	由良川	綾部 (京都府綾部市)	左岸:京都府綾部市野田町地先から京都府福知山市前田地先まで 右岸:京都府綾部市味方町地先から京都府福知山市猪崎地先まで	京都府 綾部市、福知山市
大和川	大和川	板東 (奈良県大和郡山市)	左岸:奈良県磯城郡川西町大字吐田 吐田井堰下流端から奈良県・大阪府県境まで 右岸:奈良県磯城郡川西町大字吐田 吐田井堰下流端から奈良県・大阪府県境まで	奈良県 三宅町
	大和川	柏原 (大阪府藤井寺市)	左岸:奈良県・大阪府県境から海まで 右岸:奈良県・大阪府県境から海まで	大阪府 松原市
加古川	加古川	板波 (兵庫県西脇市)	左岸:兵庫県加東市多井田から美藪川合流点まで 右岸:兵庫県加東市上滝野から美藪川合流点まで	兵庫県 加東市、小野市、加西市
	加古川	国包 (兵庫県加古川市)	左岸:美藪川合流点から海まで 右岸:美藪川合流点から海まで	兵庫県 加古川市、高砂市、播磨町
揖保川	揖保川	山崎第二 (兵庫県宍粟市)	左岸:兵庫県宍粟市一宮町安積から菅野川合流点まで 右岸:兵庫県宍粟市一宮町安積から菅野川合流点まで	兵庫県 宍粟市
	揖保川 中川 元川	龍野 (兵庫県たつの市)	左岸:揖保川(菅野川合流点から海まで)、中川(揖保川からの分岐点から海まで)、元川(中川からの分岐点から中川との合流点まで) 右岸:揖保川(菅野川合流点から海まで)、中川(揖保川からの分岐点から海まで)、元川(中川からの分岐点から中川との合流点まで)	兵庫県 宍粟市、たつの市、太子町
新宮川	熊野川下流	成川 (三重県紀宝町)	左岸:三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖から海まで 右岸:和歌山県新宮市南檜杖から海まで	三重県 紀宝町
紀の川	紀の川	三谷 (和歌山県かつらぎ町)	左岸:和歌山県伊都郡九度山町・同かつらぎ町境から貴志川合流点(和歌山県紀の川市) 右岸:和歌山県橋本市・同伊都郡かつらぎ町境から和歌山県紀の川市・同岩出市境	和歌山県 和歌山市、紀の川市、橋本市、かつらぎ町、九度山町
	紀の川	五條 (奈良県五條市)	左岸:栄山寺橋(奈良県五條市)から和歌山県伊都郡九度山町・同かつらぎ町境 右岸:栄山寺橋(奈良県五條市)から和歌山県橋本市・同伊都郡かつらぎ町境	和歌山県 橋本市、かつらぎ町、九度山町 奈良県 五條市
	紀の川	船戸 (和歌山県岩出市)	左岸:貴志川合流点(和歌山県岩出市)から海まで 右岸:和歌山県紀の川市・同岩出市境から海まで	和歌山県 和歌山市、岩出市、紀の川市

近畿地方整備局